

地方独立行政法人秋田県立病院機構 中期計画

従来の秋田県立脳血管研究センター（以下「脳研センター」という。）及び秋田県立リハビリテーション・精神医療センター（以下「リハセン」という。）を運営する地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、秋田県の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、並びに、秋田県の中心的、かつ、指導的な立場として、県域における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の維持及び増進に寄与することを目的に設立されたことを十分認識して、秋田県知事から示された中期目標の達成を図るものである。

そのため、ここに地方独立行政法人秋田県立病院機構中期計画を作成し、弾力的運営・弾力的人事を心掛け、自立的、積極的経営に全力で取り組み、中期計画の実現を目指すこととする。

第1 中期計画の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 質の高い医療の提供

病院機構は、県立病院として担う政策医療を安定的に提供するとともに、県民、患者・家族の視点に立ってより安心して信頼できる医療サービスの提供に努める。

(1) 政策医療の提供

① 脳研センター

ア 脳卒中の予防活動

疫学をはじめ様々な分野の研究で得られた脳卒中の予防に関する知見を基に、県民へ「予防活動」を積極的に行うとともに、関係機関と協力し、公開講座・広報活動、健康指導などにより脳卒中発症率の減少を図る。

イ 急性期医療

有効な治療法を研究し、科学的に有効性が認められた治療を、県民へ迅速・円滑・確実に提供する。

そのため、救急医療システムの整備、救急外来、診断・検査部門及び治療部門の充実に加え、機能予後の改善を目標に、チーム医療の充実により、薬物療法、

手術療法及びリハビリテーションを常に最良のレベルで提供し、回復期・維持期への移行を遅滞なく円滑に行えるよう診療部門の充実を図る。

ウ 回復期医療

回復期リハビリテーション病棟の整備、リハビリテーションスタッフの充実により、機能予後の改善を図り家庭復帰を促進する。

急性期医療スタッフと緊密な連携を図り回復期リハビリテーションを遅滞なく開始し、365日の体制で施行する。

② リハセン

ア リハビリテーション医療

(ア) 回復的リハビリテーション

急性期病院から紹介される脳卒中・頭部外傷・脊髄損傷など、急性期発症患者の急性期から亜急性期にかけた回復的リハビリテーションを効率的に実施する。

そのため、患者の急性期にみられる合併症や続発症管理に留意しながら、高密度毎日訓練を充実して早期社会復帰を目指す。

(イ) 慢性期回復的リハビリテーション

慢性期回復的リハビリテーションを、背景疾患に配慮の必要な機能低下患者に対して短期集中的に実施して、患者の早期社会復帰を目指す。

(ウ) 地域リハビリテーション

リハビリテーション外来において、地域に暮らす在宅患者やかかりつけ医から紹介される障害者や高齢者の社会復帰を図る。地域リハビリテーション検診や地域で活動する介護施設や保健師等との協力ネットワークを構築する。また、脳卒中地域連携クリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を時間軸に沿って標準化した計画表をいう。）の作成に参加する。

イ 精神医療

(ア) 短期集中治療

重度精神障害者・対応困難者を積極的に受け入れ、短期集中的な治療を行うことにより速やかに治療効果をあげる。

(イ) 精神科救急医療

精神科救急医療の全県拠点病院として、現在の機能を維持し発展を図り、秋田県精神科救急医療体制の充実に寄与する。

(ウ) 教育・研修機能

精神科医療関係者に対する教育・研修に協力するとともに、講演等を通じて一般県民の健康の維持・増進につながる精神科医療に関する知識の普及、理解の深化に努める。

ウ 認知症医療

(ア) 多職種チームによる認知症（痴呆）リハビリテーション

軽度から重度に至るまでの認知症（痴呆）を対象として、診断、リハビリテーション、精神症状への対応等、幅広い対応を今後行うため、リハビリテーション科と精神科の医師、看護師、臨床心理士、作業療法士等が関与した「多職種チームによる認知症（痴呆）リハビリテーション」を行う。

そのための理論・手技の開発や認知症クリニカルパスの実用化等を目指す。

(イ) 個別ニーズに合わせたケア向上

ケースワーカーの活用、多職種が関与するカンファレンスの開催などを通じて、家族が直面している困難にも十分に配慮した個別的ケアの充実を図る。

(ウ) 地域連携・医療相談

認知症（痴呆）に関する医療機関や介護施設等との連携を深め、県全体の認知症（痴呆）への対応レベルの向上に寄与する。

また、医療相談により、事例化しつつあるケースの相談に積極的に応じ、早期からの医療的関与を図っていく。

(2) 医療従事者の確保・育成

① 医療従事者の確保

魅力ある働きやすい職場づくりや、秋田県の中心的な病院として県民の健康を支えながら、自らの能力向上を可能とする体制を整備し、その上で、様々な広報活動や全国公募等を活用するとともに、時宜を捉え効果的な募集や採用の方法等により、医療従事者の確保に努める。

ア 魅力ある働きやすい職場づくり

労務管理の徹底により過重労働のない職場づくりを推進する。医師は、交替制勤務の導入等により負担軽減を図る。

イ 自らの能力向上を可能とする体制の整備

(ア) 診療を支えながら研修を行う医師の身分保障を充実する。

(イ) 診療能力の向上や診療技術の習得に関する指導体制の整備により、自らの質の向上を希望し意欲のある医療従事者の確保に努める。

(ウ) 医療の向上に資する研究環境を整備し、診療とともに臨床研修にも意欲のある医療従事者の確保に努める。

ウ 広報活動

ホームページ、法人独自の紹介冊子、新聞・雑誌のほか、各種講演等、様々な機会を捉え、広報活動に努める。

エ 全国公募

医療従事者を全国公募し、確保に努める。

② 医療従事者の育成

病院機構における医療従事者を対象とする教育・研修体制を構築し、専門性の向上を図る。

ア 脳研センター

- (ア) 学会等が認定する専門医療従事者の教育プログラムへの参加の推進
- (イ) 脳卒中専門医を目指す医師を対象に短期・長期の教育プログラムの作成
- (ウ) 脳卒中医療に関する1日研修コースの開催、実施
- (エ) 院内医療従事者の自己研修システムの導入
- (オ) BLS（一次救命処置）、ICLS（医療従事者のための蘇生トレーニングコース）、ISLS（脳卒中初期診療トレーニングコース）など標準的な医療に関する院内講習会の定期的な開催

イ リハセン

- (ア) 院内の研修資料、研修会などの充実並びに院外の学会、研修会等への積極的な参加による医療従事者の技能と意欲の向上
- (イ) リハビリテーション診療に関連する専門医や精神保健指定医の育成
- (ウ) 医療従事者の研修カリキュラムの整備

ウ 認定看護師や専門看護師の育成（感染管理、救急看護、重症集中ケア、脳卒中リハビリテーション等）

エ 脳研センター・リハセン・太平療育園の人事交流による医療従事者の能力向上への寄与

(3) 県民、患者・家族の視点に立った医療サービスの提供

① 病院機能評価の認定

患者中心の質の高い医療サービスを提供するため、第三者機関である(財)日本医療機能評価機構の病院機能評価を引き続き受審し、認定を受ける。

② 地域連携の推進

ア 病病・病診連携、医介連携の強化を図る。

イ 脳卒中地域連携パスの構築に取り組む。

ウ 退院患者の生活支援のため、地域の保健師、介護保険施設、地域包括支援センター、訪問看護ステーション等との協力ネットワークを構築する。

③ 院内クリニカルパスの作成及び適用

ア 科学的な根拠に基づく医療（EBM）を提供するため、学会の診療ガイドライン等を参照し、院内クリニカルパスの適用を進める。

イ 院内クリニカルパスの適用を進め、より短い期間で効果的な医療を提供する。

・院内クリニカルパスの種類数の目標

	平成19年度実績	平成25年度目標値
脳研センター	5種類	15種類
リハセン	5種類	8種類

④ より多くの県民に対して高度で専門的な入院治療を提供するため、効果的な病床管理に取り組む。

・病床利用率の目標

	平成19年度実績	平成25年度目標値
脳研センター	63%	88%
リハセン	80%	90%

⑤ 県民、患者・家族の信頼のもとで診療を行うとともに、検査及び治療の選択について患者の意思を尊重するため、インフォームド・コンセントを一層徹底する。

⑥ 薬剤師が、薬効や副作用の説明を行い、安全で確実な薬剤管理指導を行い、服薬に関わる事故の防止を図ること等により、安定した治療効果の発現に寄与するよう努める。

⑦ 患者等が、主治医以外の専門医の意見及びアドバイスを求めた場合に適切に対応できるよう、セカンドオピニオンに取り組む。

⑧ 医療相談窓口等の充実

ア 脳研センター

患者が安心して急性期医療を受け円滑に回復期・維持期へ移行できるように医療ソーシャルワーカーによる相談窓口を充実させる。

イ リハセン

年々増加傾向にある医療相談に対し、相談体制を充実するほか、リハビリテーション医療及び精神医療に関する情報等を、講演会等を活用して積極的に提供していく。

(4) より安心で信頼される医療の提供

① 「医療安全を推進する院内組織」において医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策を徹底する。

② 患者、家族等の安全や病院職員の健康の確保のため、感染源や感染経路などに応じた適切な院内感染予防策を実施するなど、院内感染対策の充実を図る。

③ 法令遵守と情報公開等の推進

ア 県立病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の医療倫理の徹底を図る。

イ カルテ等の個人の診療情報の適正な管理を行うため、その体制を確保するとともに、秋田県個人情報保護条例及び病院機構の診療情報の提供に関する規程に基づき、患者及びその家族への情報開示を適切に行う。

ウ 経営状況の公表により病院機構の運営の透明性を図るとともに、情報公開請求については、秋田県情報公開条例及び病院機構の情報公開に関する規程に基づき、適切に行う。

2 医療に関する調査及び研究

脳研センターは、脳卒中を中心とした脳・循環器疾患の疫学、予防、病態生理、病理診断、画像診断、機能診断、治療法、基礎疾患、合併症、医療システムに関する調査及び研究を推進し、その成果の公表や説明会の開催、他の医療機関との共同研究や人事の交流などにより、医療水準の向上と均てん化を図る。

3 医療に関する地域への貢献

(1) 地域医療への貢献

① 医師等による地域の医療機関等への支援、地域の医療従事者を対象とした研修会への講師派遣等に取り組む。

② 地域の医療機関との連携の強化により、高度医療機器の共同利用や、画像診断サービスを拡大する。

③ 在宅障害者の社会復帰に向けて、介護施設との連携により地域リハビリ検診を展開する。

④ 教育研修の推進

ア 県内の医療従事者の育成を図るため、教育研修体制を整備し、専門分野の研修生等の受入れを行う。

イ リハセンは、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士等を対象の技術研修会を開催するとともに、介護予防の専門講習会の開催にも取り組む。

(2) 県民の医療や健康に関する情報発信

① 県民を対象とした公開講座の開催、ホームページでの疾病等に関する情報提供等の健康に関する保健医療情報の発信及び普及啓発に取り組む。

② 高齢者を対象にリハビリ健康教室やリハビリ相談を行うとともに、高齢者の健康増進のためにリハセンで考案した秋田ドンパン体操の普及に努める。

③ リハセンは、介護予防に力点を置いた講演や講話を開催し、県民の寝たきり・認知症状態の予防に貢献する。

4 災害時における医療救護等

脳研センターは、大規模災害における県民の健康・生命を守るため、迅速に対応する災害医療チーム（DMAT）を整備し、医療救護に取り組む。

また、県内外のDMATと連携を密にし、県内のみならず他県の大規模災害にも対応できる訓練・研修を行い、質の向上と維持を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

理事長のリーダーシップのもとに、病院機構は、地方独立行政法人制度の特長を生かし弾力的な運営を進めることにより業務の改善及び効率化に努め、中期目標の達成に向けて、職員が一丸となって経営改革を進める。

1 効率的な運営体制の構築

(1) 管理体制の構築

医療スタッフの弾力的な配置等により、医療需要や患者動向の変化等へ対応し、医療サービスの向上を図る。さらなる経営改革を推進するため、理事長を中心に本部事務局、両センターが一体的に取り組む体制を構築する。

(2) 効率的な業務運営の実現

業務の整理統合や、財務会計システム及び人事給与システムの導入により、効率的な業務運営に努める。

(3) 職員の意識改革

さらなる経営改革に向けた教育・研修会等を通じて、職員の経営意識の醸成を図る。

2 病院経営に携わる事務部門の職員の確保・育成

- (1) 経営に精通し、病院機構の経営の中心となる専門家を登用する。
- (2) 診療報酬事務、病院経営等の専門研修を実施し、事務職員の専門性の向上を図る。

3 収入の確保、費用の節減

(1) 収入の確保

① 医療サービスの充実による収入の拡大

病病・病診連携の強化や病床管理の弾力化により、病床利用率の向上、患者数の確保に取り組む。

ア 脳研センター

- (ア) 脳卒中急性期患者の受入れ拡大
- (イ) 回復期リハビリの充実
- (ウ) 脳ドック、PET検診枠の拡大

イ リハセン

- (ア) 高密度リハビリの充実
- (イ) 高密度毎日訓練の定着化
- (ウ) リハセンドックの利用拡大

・病床利用率の目標（再掲）

	平成19年度実績	平成25年度目標値
脳 研 セ ン タ ー	63%	88%
リ ハ セ ン	80%	90%

・脳研センターの脳ドック、PET検診枠の目標

	平成19年度実績	平成25年度目標値
脳 ド ッ ク	963件	1,150件
P E T 検 診	51件	70件

- ② 診療報酬の請求漏れ及び減点の防止を徹底する。
- ③ 未収金の発生を未然に防止するとともに、早期の回収に取り組む。

(2) 費用の節減

- ① 業務委託や物品購入における複数年契約の導入や、競争原理の徹底等の多様な契約手法を活用する。
- ② 物流管理システムによる医薬品等の適正な在庫管理、共同購入等により、医業費用等の節減に努める。
- ③ 消耗品、光熱水費、燃料、修繕等の経費は、平成22年度以降、対前年度▲1%を目標に削減に努める。

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を着実に実行することにより、中期計画期間内に経常収支比率100%以上を達成する。

（注）経常収支比率：収支計画に係る経営指標で、収入の部の合計÷支出の部の合計で求める。

1 予算（平成21年度～平成25年度）

（百万円）

区 分	金 額
収 入	
営業収益	37,469
医業収益	23,793
受託収益	220
運営費交付金	13,456
営業外収益	1,184
運営費交付金	940
その他営業外利益	244
資本収入	6,042
運営費交付金	3,819
長期借入金	1,723
その他の資本収入	500
計	44,695
支 出	
営業費用	33,431
医業費用	33,027
給与費	20,289
材料費	5,262
経費	6,831
研究研修費	620
その他医業費用	25
一般管理費	404
営業外費用	1,478
資本支出	7,946
建設改良費	2,144
償還金	5,802
計	42,855

【人件費の見積り】

期間中総額20,489百万円を支出する。なお、当該金額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当及び法定福利費等の額に相当するものである。

【運営費交付金】

料金助成のための運営費交付金とする。

2 収支計画（平成21年度～平成25年度）

（百万円）

区 分	金 額
収入の部	43,653
営業収益	42,469
医業収益	23,772
受託収益	210
運営費交付金収益	17,275
資産見返運営費交付金戻入	26
資産見返物品受贈額戻入	1,186
営業外収益	1,184
運営費交付金収益	940
その他営業外収益	244
支出の部	43,529
営業費用	42,053
医業費用	41,654
給与費	23,512
材料費	5,262
経費	6,510
減価償却費	4,985
資産減耗費	88
研究研修費	590
その他	707
一般管理費	399
営業外費用	1,476
純利益	124

3 資金計画（平成21年度～平成25年度）

（百万円）

区 分	金 額
資金収入	44,695
業務活動による収入	38,653
診療業務による収入	23,793
受託事業による収入	220
運営費交付金による収入	14,396
その他の業務活動による収入	244
投資活動による収入	4,319
運営費交付金による収入	3,819
その他の投資活動による収入	500
財務活動による収入	1,723
長期借入金による収入	1,723
資金支出	43,117
業務活動による支出	35,171
給与費支出	20,289
材料費支出	5,524
その他の業務活動による支出	9,358
投資活動による支出	2,144
有形固定資産の取得による支出	2,144
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	5,802
長期借入金の返済による支出	808
移行前地方債償還債務	4,994
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	1,578

（注）

予 算：病院機構の業務運営上の予算を、現金主義に基づき作成するもので、県の予算会計に該当するもの

収支計画：病院機構の業務の収支計画を、発生主義に基づき明らかにし、純利益又は純損失という形で表すもの

資金計画：病院機構の業務運営上の資金収入・資金支出を、活動区分別（業務・投資・財務）に表すもの

第5 短期借入金の限度額

- 1 限度額 500,000,000円
- 2 想定される短期借入金の発生事由
運営費負担金・交付金の交付時期の遅れによる一時的な資金不足への対応

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画期間における計画はない。

第7 剰余金の使途

決算において生じた剰余金は、病院施設の整備、医療機器の購入及び将来の資金需要への対応のため、預金等に充てる。

第8 料金に関する事項

1 使用料

(1) 診療及び診療に伴う施設の使用等

診療及び診療に伴う施設の使用等に係る料金は、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の基準に基づき算定した額とする。ただし、これにより難しい場合にあっては、理事長が別に定める額とする。

(2) 健康診査

脳・循環器機能健康診査、PETによる健康診査及びその他の健康診査の料金は、理事長が別に定める額とする。

2 手数料

診断書、証明書及び検案書の交付並びに診察券の再交付に係る手数料は、理事長が別に定める額とする。

3 使用料等の減免

理事長が特別の事情があると認めた場合は、使用料及び手数料の全部又は一部を免除する。

第9 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備の整備に関する計画（平成21年度～平成25年度）

高度専門医療の充実のため、施設及び高度医療機器の整備計画を策定し、計画的に整備を行う。

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
医療機器等整備	百万円 2, 1 4 4	長期借入金等

2 人事に関する事項

(1) 職員の適切な配置

医療需要や患者動向の変化に応じて、医療・研究に必要な医療従事者の確保など、適切な人員管理を行う。

(2) 人事評価システム、業績や勤務成績を反映した給与制度（年俸制度、手当等）の検討

職員の業績や能力を職員の給与に反映させるとともに、職員の育成、人事管理に活用するため、第2期中期目標の開始年度の平成26年度の導入に向けて検討を行う。

3 職員の就労環境の整備

職員の労働衛生に配慮し、かつ、働きがいのある職場となるよう、就労環境の整備に取り組む。

4 法人が負担する債務の償還に関する事項

法人が秋田県に対し負担する債務の償還を確実に行っていく。

5 移行前の退職給付引当金に関する事項

移行前の退職給付引当金の額3, 0 1 2百万円については、平成21年度に5 0 0百万円を計上し、残りの額は、平成22年度から平成25年度までの間で全額を計上する。